

畜産とくつく情報

平成14年 5月21日

問い合わせ先
長野県庁畜産課
電話026-235-7232

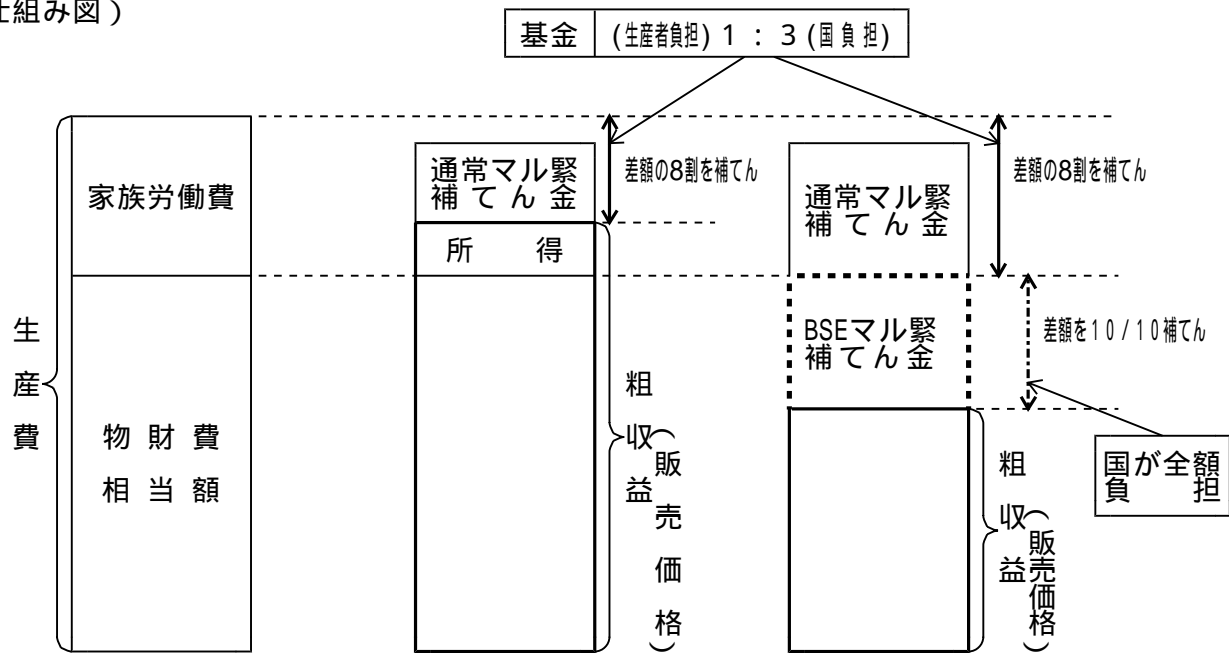
肉用牛肥育経営安定対策事業及び BSE対応肉用牛肥育経営特別対策事業について

平成14年度は次のとおり実施されます。
経営安定のためにも、必ず参加しましょう。

【事業の概要】

事業名	肉用牛肥育経営安定対策事業 (通常マル緊事業)	BSE対応肉用牛肥育経営特別対策事業 (BSEマル緊事業)
事業概要	肥育牛1頭当たりの所得が基準家族労働費を下回った場合に、その差額の8割までが、限度額の範囲内で1か月ごとに補てんされます。	肥育牛1頭当たりの粗収益(販売価格)が生産費(物財費相当額)を下回った場合に、その差額が1か月ごとに補てんされます。

(仕組み図)



【事業の内容】

区分	通常マル緊事業	BSEマル緊事業
事業実施主体	(社)長野県畜産会 (電話026-228-8809)	全国農業協同組合連合会長野県本部 (電話026-236-2217) または (社)長野県配合飼料価格安定基金協会 (電話026-234-5105)
事業参加者の要件	牛の肥育を行う生産者であって、当該肉用牛の販売に係る損益を受ける生産者である必要があります。(会社等は、その規模により参加できない場合があります。)	

区 分	通常マル緊事業	B S E マル緊事業
事業参加 申込 加 方 法	事業実施主体との間で肥育牛補てん金交付契約を締結する必要があります。 既に交付契約を締結している場合は、再度の締結は必要ありません。 新たに参加を希望する方は、まず、上記の事業実施主体まで電話連絡をしてください。 交付契約締結後、交付対象となる肥育牛の台帳登録を行う必要があります。(6~14か月齢時に登録申込を行う)	事業参加申込書を農協や飼料会社等を通して事業実施主体まで提出する必要があります。 平成13年度から事業に参加している方には申込書が事業実施主体から農協や飼料会社等を通じて届けられます。 新たに参加を希望する方は、まず、上記の事業実施主体まで電話連絡をしてください。
生産者積立金	品種区分に応じ次の額を納付する必要があります。(1頭当たりの額) ・肉専用種 18,000円 ・交雑種 8,500円 ・乳用種 7,000円	生産者積立金は必要ありません。
補てん金交付 対象肥育牛 要件	次の要件をすべて満たす必要があります。 当該契約肥育牛に係る生産者積立金が納付されていること。 専ら肉量の増加を目的として、おおむね10か月以上飼養された牛であること。	次の要件をすべて満たす必要があります。 専ら肉量の増加を目的として、おおむね10か月以上飼養された牛であること。 事業参加者の所有であることが肥育牛台帳、家畜引受台帳、子牛登記書、肉用子牛個体登録台帳等により確認できるものであること。 肥育牛の品種区分、生年月日、導入年月日、販売年月日、販売場所等が的確に把握できる(必要な書類がそろっている)ものであること。
補てん金単価の 設定及び支払	(社)長野県畜産会が、農林水産省で算定した数値を用いて、品種区分ごとに百円単位で毎月設定します。(県内一律) 補てん金交付最高限度額 (1頭当たりの額) ・肉専用種 72,000円 ・交雑種 34,000円 ・乳用種 28,000円 品種区分について	農林水産省が、各種統計数値を用いて、品種区分ごとに百円単位で毎月設定します。(全国一律) 粗収益(販売価格)が物財費相当額を下回った場合、その差額の全額が補てん金として交付されます。
	肉専用種	黒毛和種、褐毛和種等牛肉生産を主たる目的として飼養されている牛の品種であって、子牛登記等の証拠書類で品種が特定できるもの。(国内で生産されたものに限る)
	交 雑 種	肉専用種と乳用種の交配により生産された牛
	乳 用 種	ホルスタイン種、ジャージー種等雌牛が搾乳を目的として飼養されているものから生まれた牛並びに肉専用種及び交雑種のいずれの品種区分にも該当しない牛
販売時の 書類の提出	契約肥育牛を販売した場合は、農協や飼料会社等が指定する日までに、販売を行ったことと農協や飼料会社等に提出してください。	肥育牛を販売した場合は、農協や飼料会社等が指定する日までに「補てん金交付対象肥育牛の要件」の記載する内容を証明する書類を添えて農協や飼料会社等へ提出してください。
経産牛を肥育した 場合の取扱い	原則として補てん金の交付対象にはなりません。	一定の条件を満たした場合に補てん金交付対象となる場合があります。
そ の 他	不明な点などがありましたら事業実施主体(表面)までお問い合わせください。	